

令和2年10月に海難審判所で言い渡された裁決28件が、ホームページに掲載されました(令和2年12月)

区分	地方海難審判所（函館2、仙台5、横浜6、神戸4、広島3、門司3、長崎3、那覇2）	28件 41隻
海難種類(件)	衝突13、施設等損傷5、乗揚4、転覆2、衝突(単)2、死傷等1、運航阻害1	計28件
関係船舶(隻)	漁船12、モーターボート10、貨物船10、遊漁船3、油送船2、水上オートバイ2、引船1、旅客船1	計41隻
死傷等(人)	死亡0、負傷17	計17人

上記のうち、神戸、長崎両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 潮岬南方沖合で、東行中の貨物船と西行中の引船列とが衝突した事例

貨物船が、針路を右に転ずるため手動操舵に切り替えて舵輪を右に回したものの、まだ左舵がとられた状態で、緩やかな左旋回を始めて引船列の前路に進出し、引船にえい航されていた浚渫船兼起重機船に衝突した

② 長崎県魚固島で、貨物船が同島北岸の浅所に乗り揚げた事例

船橋当直に当たっていた船長が、魚固島の北方沖合を伊万里港に向けて南下中、居眠りに陥り、予定転針地点で転針しないまま、同島北岸の浅所に乗り揚げた

海難防止への  
インフォメーション

# ① 貨物船A(497ト) 引船B (228ト) 引船列 衝突事件

(貨物船が引船列の前路に進出し、えい航されていた浚渫船兼起重機船に衝突した)

**【海難概要】** 夜間、潮岬南方沖合において、貨物船A(497ト、銅板1,497ト積載、5人乗組)が東行中、引船B(228ト、5人乗組)が浚渫船兼起重機船C(全長55.0m、作業員6人乗組)をえい航し引船列を構成して西行中、A船とC船とが衝突し、両船に損傷を生じ、C船の作業員3人が負傷した

**【航法の適用】**

- ・衝突地点付近の海域は、一般法である海上衝突予防法(予防法)が適用される
- ・A船は、B船引船列と互いに左舷を対して無難に航過する態勢であったところ、衝突の約2分前、両船間の距離680mの地点で左旋回を始めたもので、B船引船列が衝突を回避する措置をとるのに必要な時間的、距離的余裕がないので、**予防法第38条及び第39条の「船員の常務」が適用される**

**【発生日時】**

令和元年11月21日  
05時38分少し前

**【発生場所】**

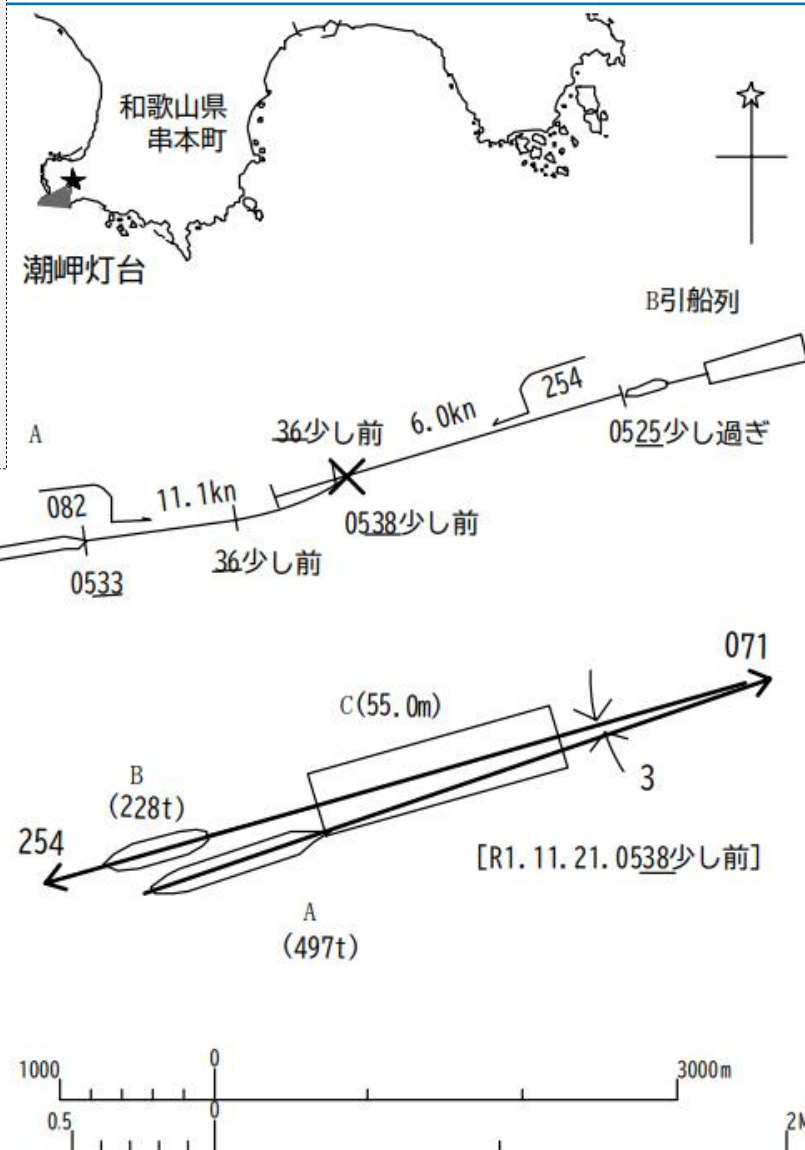
潮岬南方沖合

**【死傷者】**

負傷3人(C船作業員)

**【損傷等】**

A船:バルバスバウに  
破口及び亀裂等  
C船:左舷船首に圧壊



**《原因》**

A船: 右転しようとした際、**舵角の確認が不十分で**、左旋回を始めてB船引船列のC船の前路に進出した

\* 舵角指示器を見るなどして、舵角の確認を十分に行うべきであった

**《背景》**

A船次席一等航海士(船橋当直者):

- ・自動操舵で航行中、操舵スタンドにもたれかかっていたとき体が当たって、**舵輪が左舵の位置まで回っていた**
- ・自船を追い越した同航船が、左転して前路を左方に横切るように見えたことから、同船の右舷方に向けて針路を右に転じることにしたが、手動操舵に切り替えて転舵後、**同航船に気をとられ、まだ左舵がとられた状態であることに気付かなかった**

**【受審人】**

(A船) 次席一等航海士: 四級海技士(航海) → 1箇月業務停止  
(B船) 二等航海士: 五級海技士(航海) → 不懲戒(原因とならない)

**《懲戒》**

海難防止への  
インフォメーション

## ② 貨物船A(199トン) 乗揚事件

(貨物船が、長崎県魚固島の北岸に向首進行して浅所に乗り揚げた)

【海難概要】 貨物船A(199トン、木材200トン積載、3人乗組)が、長崎県魚固島北方海域において、伊万里港に向けて南下中、同島北岸に向首進行して浅所に乗り揚げた

## 《 関連情報 》

- ・A船は、操舵室に船橋航海当直警報装置(居眠り防止装置)が設置されていた
- ・居眠り防止装置は、人の動きを5分間関知しないと警報が発するように設定されていたが、長崎県巖原港を発航する際、船長が電源を入れ忘れていた
- ・船長は、本件当日、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった

## 《 原因 》

A船: 居眠り運航の運航の防止措置が不十分で、魚固島北岸に向首進行した

- \* 船長(船橋当直者)は、椅子から立ち上がって身体を動かしたり、ウイングに出て外気に当たったりするなど、居眠り運航の防止措置を十分に取るべきであった

## 《 背景 》

- ・船長は、窓を閉めて暖房を効かせた操舵室で、舵輪後方に設置した椅子に腰を掛けて操船に当たっていた
- ・予定転針地点まで4.3海里となったころ、付近に航行の支障となる他船を見掛けなかったため、気が緩んで眠気を催すようになったが、間もなく予定転針地点に到着するので、それまで眠気を我慢できるものと思った

## 【発生日時】

平成30年12月10日  
05時20分

## 【発生場所】

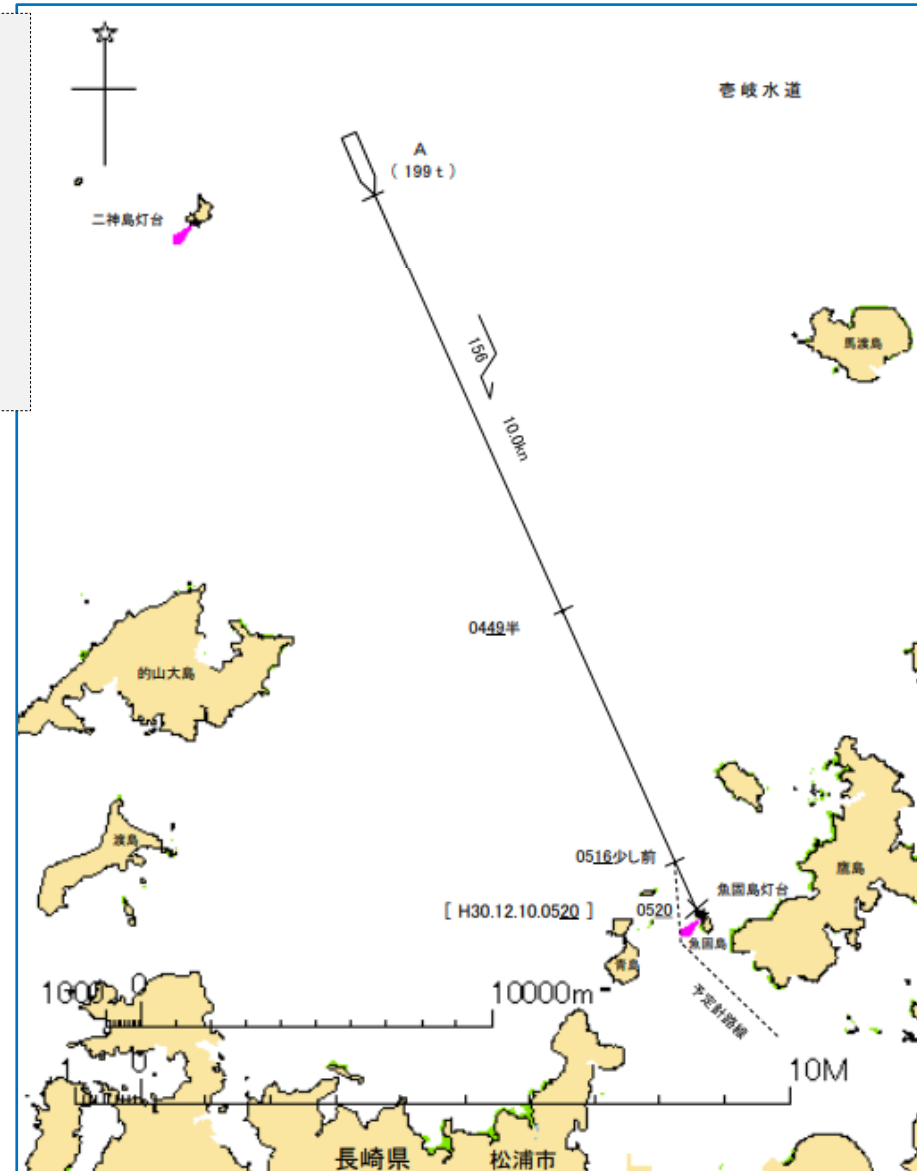
長崎県魚固島北岸

## 【死傷者】

なし

## 【損傷等】

船底外板に破口等



## 【受審人】

(A船) 船長: 六級海技士(航海) → 1箇月業務停止

## 《 懲戒 》